

大和市子ども医療費助成条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって子どもの健康の増進に資することを目的とする。

【解説】

- ・本条は、この条例を制定する目的が、「子どもの健全な育成を支援し、健康の増進に資する」ことにあることを明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。

【解説】

<第1項関係>

- ・この条例で用いる「子ども」とは、本市に住所がある、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

<第2項関係>

- ・この条例で用いる「医療費」とは、診療報酬の算定方法によって算定された額をいいます。

(対象者)

第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、当該子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療の給付を受けることができるものとする。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（婚姻の届出をしていないが、当該子どもの母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又は母（婚姻の届出をしていないが、当該子どもの父と事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下この項において同じ。) (当該父及び母が共にこれに該当するときは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者とする。)

(2) 父及び母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 自身を監護する者のない子ども

2 前項に規定する子どもの疾病又は負傷には、次に掲げる子どもに係る疾病又は負傷は含まない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療を受給している子ども

(3) 大和市心身障害者医療費助成条例(昭和47年大和市条例第41号)による助成を受けることができる子ども

(4) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年大和市条例第26号)による助成を受けることができる子ども

【解説】

<第1項関係>

・子ども医療費助成を受けることができるのは、子どもを養育している者で、その子どもが、病気やけがなどにより、病院や薬局などの医療機関で国民健康保険や社会保険、共済保険等による医療の給付を受けた場合、その保険診療の自己負担分を助成します。

・子どもを養育している者とは、次の①②いずれかに該当する人をいいます。

①子どもを監護していて生計を同じくする父又は母。

②父母に監護されていない子ども又は父母と生計が同じでない子どもを監護し、その生計を支えている人

「父」には、婚姻の届出をしていないが、当該子どもの母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、「母」には、婚姻の届出をしていないが、当該子どもの父と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

・父母がともに子どもを監護し、生計を同じくしている場合は、そのうち所得の高いほうを養育者とみなします。

・子どもを監護する者がいない場合は、子ども自身が対象者となります。

<第2項関係>

・養育している子どもが次のいずれかに該当する場合は助成を受けることができません。

ただし、限度額などが設定され保険対象診療における自己負担分が発生する場合はこの限りではありません。

- ①生活保護法による保護を受けている。
- ②児童福祉法に基づく措置により医療を受けている。
- ③大和市心身障害者医療費助成を受けている。
- ④大和市ひとり親家庭等医療費助成を受けている。

(助成の額)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって当該子どもに係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

【解説】

- ・助成の額は、医療費のうち、保険診療分から、次の額を差し引いた額となります。
 - ①高額療養費や家族療養附加給付金など、保険給付と併せて医療保険から給付を受けることができる額
 - ②養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患医療など、他の公費負担医療制度の給付を受けることができる場合の給付額
 - ③入院時食事療養費や入院時生活療養費の標準負担額

(助成の方法)

第5条 子どもの医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）に対象者が次条に規定する医療証を提示してその養育する子ども（第3条第1項第3号に該当する場合にあっては、自身）が医療に関する給付を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、助成する額を直接対象者に支払うことができるものとする。

【解説】

<第1項関係>

- ・対象者は、医療証を病院や薬局などの医療機関に提示することで、保険診療の自己負担分を

支払わずに済みます。

<第2項関係>

- ・医療証の交付を受けるまでの間に病院や薬局などの医療機関を受診した場合、神奈川県外の医療機関を受診した場合、他の公費医療給付制度の適用があるため医療機関で医療証が使えない場合、加入している健康保険が神奈川県外の国民健康保険組合等のため医療機関で医療証が使えない場合、医療証を忘れてしまい医療機関に提示ができなかった場合などは、対象者が医療機関などへ保険診療の自己負担分をいったん支払い、後日市へ請求することで助成額を受け取ることができます。

(医療証の交付)

第6条 子どもの医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

【解説】

- ・医療費の助成を受けようとする場合は、規則で定める書類を添えて市へ申請をし、子ども医療費助成の医療証の交付を受ける必要があります。

(届出義務)

第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・住所、氏名、加入している健康保険などが変更になった場合は、速やかに手続きをしなければなりません。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

【解説】

- ・この医療費助成を受ける権利は、対象者本人にのみ与えられているものなので、その権利を譲渡することや担保に供することを禁止しています。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

【解説】

- ・この医療費の助成を受けるに当たり、不正の行為があった場合は、市はその者へ助成額の返還を求めることができます。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この条例に規定する内容で、さらに詳細に規定する必要がある事項については、「大和市子ども医療費助成条例施行規則」の中に定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（平成8年条例第30号）

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（令和4年12月27日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた小児の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月17日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大和市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける場合の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

（大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

4 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

【解説】

- ・この条例は平成7年10月1日に施行されました。
- ・平成9年1月1日より0歳児の所得制限が廃止され、その後何度かの改正を経て今に至っています。
- ・令和5年4月1日より1歳から中学校卒業までの児童の所得制限を廃止したことにより、対象となるすべての児童の所得制限が廃止となりました。
- ・令和5年8月1日より対象となる子どもの年齢を、高校卒業相当年齢までに拡大しました。